

瀬戸内市住宅用自己所有型脱炭素推進設備導入補助金の
申請に係る確認表

瀬戸内市住宅用自己所有型脱炭素推進設備導入補助金交付要綱に基づく補助金の交付申請にあたり、要綱及び以下に掲げる要件を理解した上で申請します。

(自署)

申請者 氏名 _____

※確認の上、○を記入ください

区分	内容	確認欄
共通事項	市内の一般住宅へ設備を設置すること。 一般住宅とは、専ら居住の用に供する事を目的として建築された戸建ての住宅で、部分的に店舗、事務所、作業場等の業務の用に供している戸建ての住宅もこれに含めるものとする。 ※ 一般住宅と一体的に使用している車庫等の構造物は含むものとする。 ※ 一般住宅であっても、マンションやアパート等の集合住宅は含まない。 ※ 自己所有であっても事業用資産として申告しないこと。	
	補助対象設備を設置する既存住宅等が自己の所有に属さない場合又は共同所有者がいる場合は、当該所有者に設置についての承諾を得ること。	
	当該年度の2月末日までに、第11条に規定する実績報告書を提出すること。	
	同一の設備に対して、重複して補助金を申請していないこと。 国及び国が委託した団体の行う補助事業を活用していないこと。	
	市税及び分担金、使用料その他の歳入を滞納していないこと。	
	瀬戸内市暴力団排除条例(平成 23 年瀬戸内市条例第 32 号)第 2 条に規定する暴力団または暴力団員等でないこと。	
	整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、未使用のものであること。	
	法定耐用年数を経過するまでの間、本事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。	

区分	内容	確認欄
(ア) 太陽光発電設備	固定価格買取制度又は FIP 制度の認定を取得しないこと。	
	発電する電力量のうち、自家消費する電力量が 30%以上であること。	
	自己託送を行わないものであること。	
	再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。	
(イ) 定置用蓄電池	本事業で設置する太陽光発電設備と同時に申請・整備すること。	
	原則として再生可能エネルギー発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。	
	停電時のみに利用する非常用予備電源ではないこと。	
	補助対象経費(消費税及び地方消費税を含まない。)が1kWh 当たり15万5千円以下であること。	
	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(令和4年3月 30 日付け環政計発第 2203303 号。以下「交付金実施要領」という。)別紙2地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象事業となる事業(重点対策加速化事業)に記載されている「家庭用蓄電設備の要件」に適合していること。	
(ウ) 電気自動車等	自宅において、車両の走行による想定年間消費電力量を賄うことができる太陽光発電設備等の再エネ発電設備を有していること。ただし、再エネ発電設備を設置できない場合、または同設備で十分電力を賄うことができない場合は、その不足分について再エネ電力証書(グリーン電力証書、再エネ電力由来 J クレジット)の購入または再エネ電力メニューから調達すること。	
	外部給電が可能な電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車であること(CEV 補助金の「補助対象車両一覧」に掲載されている銘柄であること)。	
(エ) 充放電設備等	本事業で導入する電気自動車と同時に申請・整備すること。	
	充放電設備、充電設備について、車両の走行による想定年間消費電力量を賄うことができる再エネ発電設備と接続して、充電を行うものであること。ただし、再エネ発電設備を設置できない場合、または同設備で十分電力を賄うことができない場合は、その不足分について再エネ電力証書(グリーン電力証書、再エネ電力由来 J クレジット)の購入または再エネ電力メニューから調達すること。	
	CEV 補助金の「補助対象充電設備一覧」もしくは「補助対象 V2H 充放電設備一覧」に掲載されている銘柄であること。	

※ この確認表は、住宅用脱炭素推進補助金交付申請書と一緒に提出してください。